

＜対策のポイント＞

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

＜事業目標＞

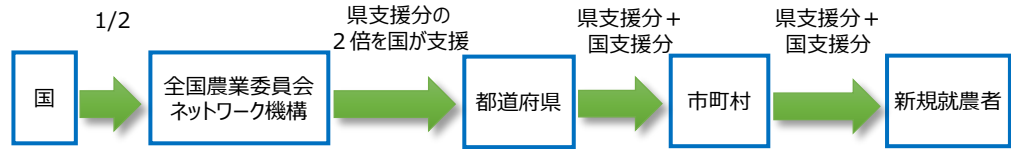
40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業の内容＞

就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援（補助対象事業費上限1,000万円（国の補助上限1/2））します。

※取組計画に応じた事業採択方式

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

